

斜里町

色々な人の色々な想いをマッチング

空き家・空き地バンク

あなたが持っている空き家や空き地を
バンクに登録してみませんか？



家を売りたい人

家を手放すことになったけど古いし
買い手がつかないかも...でも解体
するにも費用もかかるし...

相続で家（または土地）を引き継い
だものの、扱いに困っている...

こどもの家の近くに住むことにな
ったので、家を手放したい...

空き家情報を登録して
公開する Web サイト

空き家・空き地
バンク

宅建業者が仲介に入り
交渉・契約を行います



家を買いたい人

空き家を利活用して起業したい
空き地に家を建てたい
空き地を会社で利用したい

家を建てるのは高いから中古で買
いたい

移住することになったので家が欲し
い！ 古くても自分でリフォームしたい！

■ 空き家・空き地バンクとは？

斜里町で使われていない土地や家を空き家バンクに登録して、必要としている人に対して売買する制度です。

■ 登録するメリット

安心・安全！

仲介業者が間に入ってくれるので安心です。

情報発信！

Web サイトであなたの物件を紹介します。

■ 空き家バンクに登録すると

- 売却のお手伝いをする！
- 物件情報を広く公開できる！
- 購入希望者や利用希望者とのマッチング機会が増える！
- 売却されれば空き家の管理負担が軽減される！

■ 登録の流れ

- 1 まずは政策推進課へお問合せください
- 2 申請と登録を行います
- 3 空き家バンクの Web サイトで公開！



空き家バンク
Web サイト

所有者には適切な物件を管理する責任があります。
空き家を放置し続けるとこんなリスクが...

☑ 地震・台風による倒壊

☑ 火災

☑ 景観の悪化

☑ 不審者の侵入

お気軽にお問合せください！

斜里町役場 政策推進課 魅力創造係
北海道斜里郡斜里町本町 1 2

☎ 0152-26-7708

✉ sh.miryoku@town.shari.hokkaido.jp

相談無料



🏠 空き家・空き地バンクに登録できる物件

対象の空き家

以下のすべてに該当するもの

- ・斜里町内にある建物（所有者は町外在住でも可）
- ・居住者が居住していない
- ・居住することができる住宅及び敷地で登記済であること
- ・老朽化が著しく大規模な補修が必要な空き家、その他登録にあたり問題がある場合等の理由により登録事業者が応談不可能な状況ではない物件
- ・町税等に滞納がないこと

対象の空き地

以下のすべてに該当するもの

- ・斜里町内にある土地（所有者は町外在住でも可）
- ・住宅または店舗等を建築することができる更地
- ・筆界未定地等、契約が困難な状況ではない土地、その他登録にあたり問題がある場合等の理由により登録事業者が応談不可能な状況ではない土地
- ・町税等に滞納がないこと

🏠 空き家・空き地バンク登録までの手続きの流れ

STEP 1 相談

- 登録に関する相談を行います。

※ オンラインフォームをご利用ください。
<https://logoform.jp/form/U3iN/850207>
 直接相談もお気軽にご利用ください。



オンライン
フォームは
こちらから

STEP 2 仲介事業者の選定

- 申請をご希望される場合は、まず登録事業者の中から媒介契約先を選定いただきます。
 ※ 当町制度では所有者様が安心して利用いただけるように不動産事業者を「登録事業者」（右記参照）として町が認定し、その事業者との連携により進めています。
- 登録事業者による査定後に登録申請手続きへ移行いたします。登録事業者のサポートのもと登録申請書類を町へ提出します。

登録事業者一覧



こちらから
ご確認ください

STEP 3 契約

- 媒介契約により、空き家・空き地の利用希望者との交渉や契約等の仲介は、登録事業者が行います。
 町は、交渉や契約には関与しませんので、あらかじめご了承ください。
 売買契約が締結されたときは、法律で定められた仲介手数料が必要ですので、あらかじめご了承ください。

斜里町の空き家対策

活用・処分を考えている人を支援します！

家を買いたい人

空き家改修へ最大 40 万円のリフォーム補助金を交付します

空き家を購入後、入居までに行う改修工事を行う場合、工事費の一部を補助する制度があります。「住まいのリフォーム事業」では、最大で40万円まで補助金を交付します。詳しい要件は、建設課建設係（TEL：0152-26-8378）までお問合せ下さい。



家を売りたい人

空き家バンクで売買契約が成約した場合、所有者へポテトカード加盟店で使えるポイントを交付します

空き家バンクの登録物件について売買の契約が成立した場合、その空き家所有者に対しポテトポイントを交付します。

詳しい要件は、政策推進課魅力創造係（TEL：0152-26-7708）までお問合せ下さい。



家を解体したい人

空き家解体へ最大 50 万円の補助金を交付します

売買が難しい物件は、1年以上使用されていない昭和 56 年5月以前に建築された空き家等を解体し更地にするの要件に該当する場合、申請者に対し最大 50 万円の解体費と最大5万円のアスベスト調査費の補助金を交付します。

詳しい要件は、建設課建設係（TEL：0152-26-8378）までお問合せ下さい。



空き家の活用を考えてみませんか？

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない...」「空き家を持っているけど何か手を付けられればいいの？」と空き家の悩みは尽きません。まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないのか確認しましょう。

まずは現状を
把握しましょう

☑ 相続登記は済んでいますか？

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。
司法書士や弁護士へ相談しましょう。

☑ 家の中にまだ家具や家財がありますか？

まだ家具や家財がある場合は、まずは不用品の処分からはじめましょう。

活用方法がはっきりしていない

活用方法が決まっている

建物を残して活用する

- 資産運用する（賃貸経営等）
 - ・空き家・空き地バンクへ登録する
 - ・不動産事業者へ相談する
- 売却する
 - ・空き家・空き地バンクへ登録する
 - ・不動産事業者へ相談する

解体する（解体業者へ相談する）

※町の解体補助を活用可能

▼ 空き地になったら...

- 資産運用する
 - ・不動産事業者へ相談する
- 売却する
 - ・空き家・空き地バンクへ登録する
 - ・不動産事業者へ相談する

空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない...」

「将来的に住む可能性がある...」

「空き家の活用を考えているけどすぐにはできない...」 など

- ・空き家を放置するリスク
- ・建物の劣化（屋根・壁等の汚れや破損）
- ・事故・事件を誘発（強風等による屋根・壁材の落下や飛散、不審者の侵入等）

固定資産税等が最大6倍に上がる（管理不全空き家や特定空き家に指定される場合は固定資産税特例から除外される）。

適切な管理が
大切です！

まずはご相談ください！



空き家の所有者、関係者には適切な管理を行う責任があります。

また、空き家は、放置していると様々なトラブルが発生する場合があります。

今一度、空き家の状況を確認し、空き家をどのように活用するか、解体して活用するかなど、じっくり考えましょう。